

## 平成28年度保険料率に関する論点について

## 1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○ 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、今後の保険料率についてどう考えるか。

※ これまでの運営委員会では、

- ・ 単年度収支均衡が原則であり、引き下げられるときは引き下げて、引き上げる必要があるときは引き上げるということでもよいのではないかという意見と、
- ・ 長いスパンで安定的に運営できる水準にした方がよいのではないか、という意見があった。

※ 評議会の意見では、平均保険料率10%を維持すべきという意見と引き下げるべきという意見の両方を含む意見を持った支部が最も多かった。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、8ページ以降の平均保険料率と激変緩和率に係る4年間の試算も踏まえて、どう考えるか。

- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
  - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
  - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

## 2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○ 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、8ページ以降の平均保険料率と激変緩和率に係る4年間の試算も踏まえて、どう考えるか。

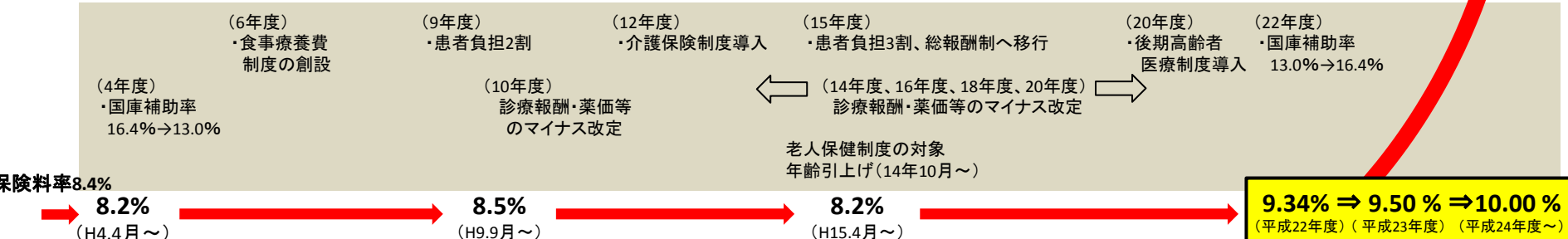
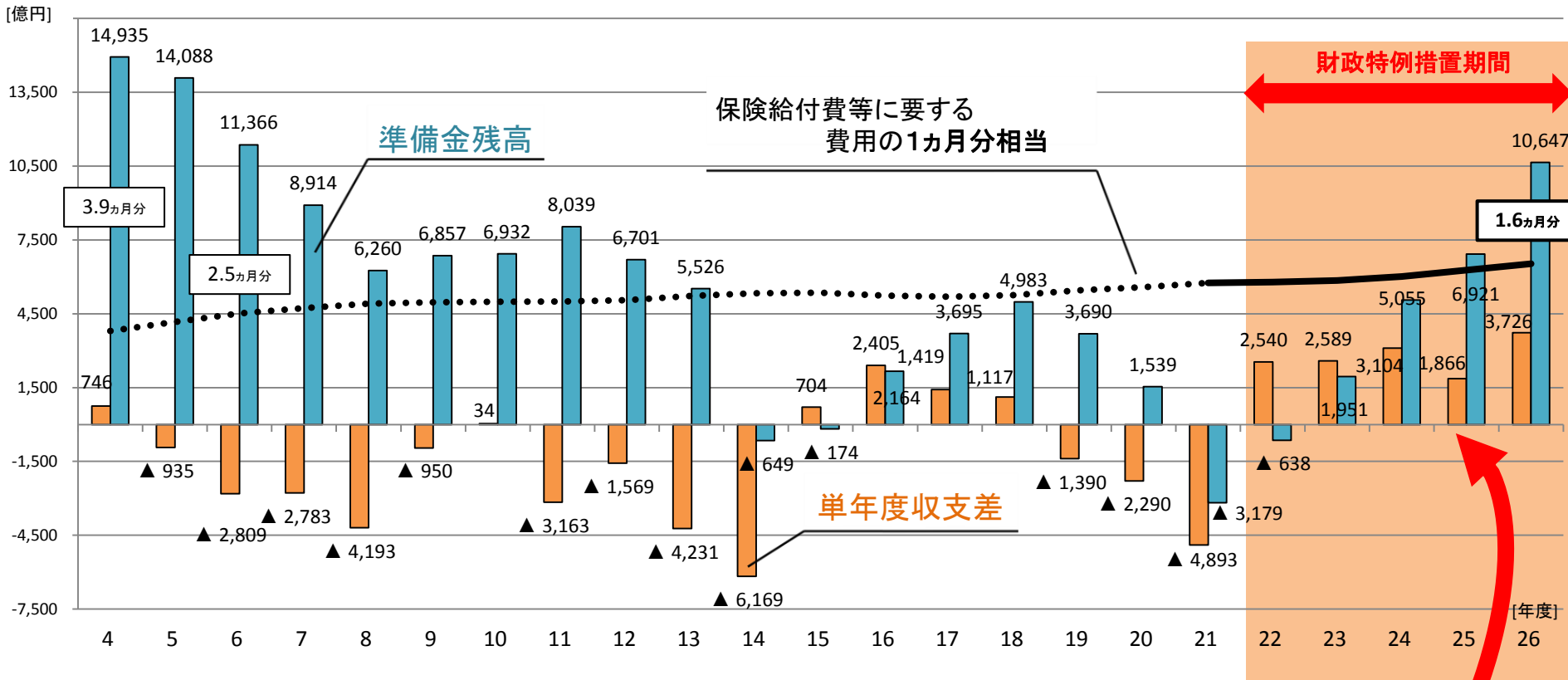
- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
  - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
  - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる (再掲)

## 3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1.平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

# 平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.21%、最低は新潟県の9.86%である。

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

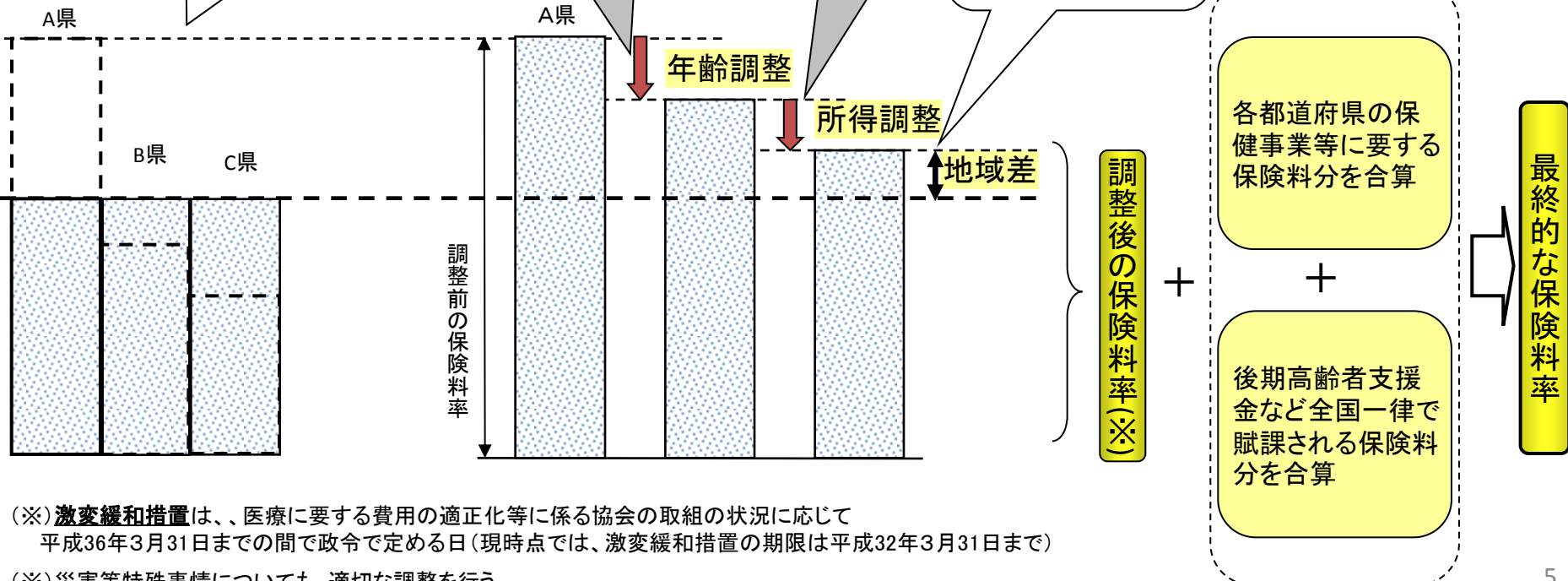
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国一律の保険料率



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

# 平成28年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

## ○ 平均保険料率10%の場合

			激変緩和率		
			3.0/10	4.4/10	10.0/10
最高料率			10.24%	10.34%	10.74%
	現在からの変化分	(料率)	0.03%	0.13%	0.53%
		(金額)	+42円	+182円	+742円
最低料率			9.85%	9.78%	9.52%
	現在からの変化分	(料率)	-0.01%	-0.08%	-0.34%
		(金額)	-14円	-112円	-476円

※1 数値は、平均保険料率や政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成27年度からの増減。

## <参考> 平成27年度都道府県単位料率 (平均保険料率10%、激変緩和率3/10)

最高料率	10.21%
最低料率	9.86%

# (参考) 平成28年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

(平均保険料率10.00%の場合)

		激変緩和率		
		3.0/10	4.4/10	10.0/10
平均保険料率		10.00%		
現在からの変化分(料率)		0.00%		
	医療給付費分の平均保険料率	+0.02%		
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.02%		
最高となる支部の保険料率		10.24%	10.34%	10.74%
現在からの変化分(料率)		+0.03%	+0.13%	+0.53%
	医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.04%	+0.14%	+0.54%
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.02%		
	H26 精算分 医療給付費精算分	▲0.01%		
	料率凍結精算分	+0.02%		
現在からの変化分(金額)		42円	182円	742円
最低となる支部の保険料率		9.85%	9.78%	9.52%
現在からの変化分(料率)		▲0.01%	▲0.08%	▲0.34%
	医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.01%	▲0.05%	▲0.32%
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.02%		
	H26 精算分 医療給付費精算分	▲0.00%		
	料率凍結精算分	+0.00%		
現在からの変化分(金額)		▲14円	▲112円	▲476円

※1 数値は、平均保険料率や政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成27年度からの増減。

## 一定の前提に基づく試算(1)

### ○ パターン①

平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	10.0			
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	2,800	1,000	1,400	1,300
②準備金残高 (億円)	16,100	17,200	18,500	19,800
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.34(+0.13)	10.44(+0.10)	10.54(+0.10)	10.64(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.78(▲0.08)	9.72(▲0.06)	9.65(▲0.07)	9.58(▲0.07)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	10.0			
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	2,800	▲100	▲600	▲1,700
②準備金残高 (億円)	16,100	16,000	15,400	13,700
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.34(+0.13)	10.44(+0.10)	10.54(+0.10)	10.64(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.78(▲0.08)	9.72(▲0.06)	9.65(▲0.07)	9.58(▲0.07)

注1.「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されるところのごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。



## 一定の前提に基づく試算(2)

### ○ パターン② -1

平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	9.9	9.8	9.8
激変緩和率	4.0/10	5.0/10	6.0/10	8.0/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.01 (▲0.20)	10.28 (+0.27)	10.25 (▲0.03)	10.39 (+0.14)
最低となる支部の料率 (%)	9.50 (▲0.36)	9.65 (+0.15)	9.51 (▲0.14)	9.41 (▲0.10)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	10.0	10.1	10.2
激変緩和率	4.0/10	5.0/10	6.0/10	8.0/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.01 (▲0.20)	10.38 (+0.37)	10.55 (+0.17)	10.79 (+0.24)
最低となる支部の料率 (%)	9.50 (▲0.36)	9.75 (+0.25)	9.81 (+0.06)	9.81 ( 0.00)

注1. 「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されるところのごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。

## 一定の前提に基づく試算(3)

### ○ パターン② -2

平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	9.9	9.8	9.8
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.04(▲0.17)	10.34(+0.30)	10.34( 0.00)	10.44(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.48(▲0.38)	9.62(+0.14)	9.45(▲0.17)	9.38(▲0.07)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	10.0	10.1	10.2
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.04(▲0.17)	10.44(+0.40)	10.64(+0.20)	10.84(+0.20)
最低となる支部の料率 (%)	9.48(▲0.38)	9.72(+0.24)	9.75(+0.03)	9.78(+0.03)

注1. 「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されるところのごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。

## 加入者1人当たり医療費及び平均標準報酬月額の前年度比の推移(実績)

### 加入者1人当たり医療費の前年度比の推移

(単位:%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月
0.0	2.1	2.2	2.3	3.0	2.1	1.2	1.6	1.9	2.9

(参考)5年収支見通し(平成27年9月試算)の平成29年度以降における加入者1人当たり医療費の伸びの前提

70歳未満	1.5%
70歳以上75歳未満	0.4%

### 平均標準報酬月額の前年度比の推移

(単位:%)

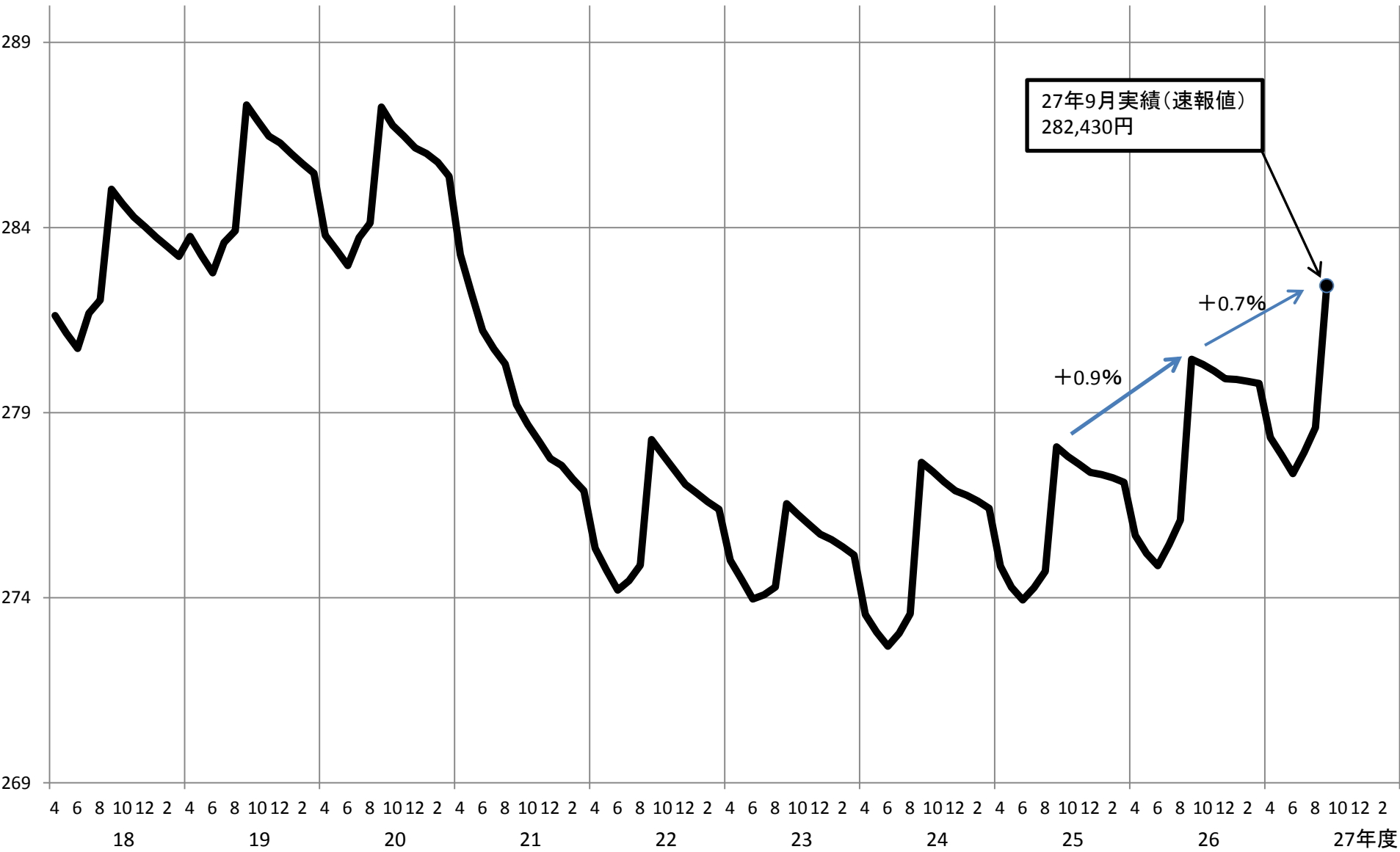
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月	平成27年 9月
▲0.1	0.8	0.0	▲2.0	▲1.2	▲0.4	0.1	0.3	0.7	0.9	0.7

(参考)5年収支見通し(平成27年9月試算)における平成29年度以降の賃金の伸びの前提

ケースⅠ	1.35%～1.45%
ケースⅡ	0.0%
ケースⅢ	▲0.2%

# 被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値

千円



## 任意継続被保険者の保険料の前納について(関連する条文) 1/2

### ○ 健康保険法 第165条 (任意継続被保険者の保険料の前納)

任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

- 2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。
- 3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○ 健康保険法施行令 第48条 (保険料の前納期間)

法第165条第一項の規定による保険料の前納は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6月間又は4月から翌年3月までの12月間を単位として行うものとする。ただし、当該6月又は12月の間において、任意継続被保険者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該6月間又は12月間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

### ○ 健康保険法施行令 第50条 (前納保険料の充当)

法第165条第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われることとなった場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなった後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。

## 任意継続被保険者の保険料の前納について(関連する条文) 2/2

### ○ 健康保険法施行規則 第139条 (任意継続被保険者の保険料の前納)

任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならない。

- 2 任意継続被保険者は、保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われることとなった場合においては、当該保険料の額の引上げが行われることとなった後の期間に係る保険料に不足する額を、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなった後の期間に係るものが令第50条の規定により当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に順次充当されてもなお保険料に不足を生ずる月の10日までに払い込まなければならない。

### ○ 健康保険法施行規則 第140条 (前納保険料の還付)

保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者に係る保険料の額の引下げが行われることとなった場合においては、前納された保険料の額のうち当該保険料の額の引下げが行われることとなった後の期間に係る額から当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の後に引き続き保険料を前納することができる期間に係る前納されるべき保険料の額の一部とみなす。ただし、当該被保険者の請求があったときは、当該控除した額を当該被保険者に還付するものとする。